

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 安藤 弘司	2 佐藤 輝美	3 松橋 聡	4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
9 山崎 幸一	10 久保 拓也	11 渡辺 健一	12 中原 秋美
13 井上 豊	14 秋葉 宏之	15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央		19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
		23 藤井 和人	
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
18 追永 直哉 21 羽田 雄一 22 三澤 実 24 松下 眞二			
6. 事務局			
事務局長 吉松 智弘		主 事 石山 飛翔	

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和7年第4回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、21名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、23番 藤井委員及び1番 安藤委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和7年3月28日に開催されました、令和7年第3回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>4月7日、コミュニティーセンター1階第1会議室において農用地あっせん会議を開催し、これに澤口委員、姉崎委員、藤井委員が出席しております。</p> <p>4月10日北見市ホテル黒部において第105回オホーツク農業委員会連合会総会及び、これに吉村会長が参加しております。</p> <p>4月11日北見市ホテル黒部において令和7年度オホーツク農業委員会連合会会長・事務局長研修会が開催され、これに吉村会長が参加しております。</p> <p>4月16日、湧別町農協本所において農用地あっせん会議を開催し、これに北谷委員が出席しております。</p> <p>本日、令和7年第4回湧別町農業委員会総会を開催しております。 以上活動状況の報告といたします。</p>

議 長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において1件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書3ページをご覧ください。</p> <p>その1、証明願出人は遠軽町 ○○○○さん、所有所は上富美 ○○○○さんです。土地の所在ですが上富美○○番地で地目は、公簿が宅地、現況が農地、面積は1, 273㎡で、利用状況は畑です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は千葉委員、秋葉委員、松田委員です。以上で説明を終わります。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
事務局	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項および第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において2件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので議案書5ページをご覧ください。</p>

	<p>番号1、利用権の設定をした者は、錦町 ○○○○さん。利用権の設定を受けた者は、旭 ○○○○さんです。 土地の所在は川西○○○番地○、地目は、公簿、現況ともに畑で面積は9,640㎡でございます。利用権の期限は令和12年11月30日までの10年間として受けていましたが、借主の都合により令和7年4月7日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>番号2、利用権の設定をした者は、遠軽町 ○○○○さん。利用権の設定を受けた者は、旭 ○○○○さんです。土地の所在は旭○○番地のうちで、地目は、公簿、現況ともに畑、面積は17,500㎡でございます。利用権の期限は令和12年11月30日までの10年間として受けていましたが、借主の都合により令和7年4月7日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料3ページにより位置説明) 以上で説明を終わります。</p> <p>議 長 これから議案第2号の議案について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p>委員一同 (なしとの声)</p> <p>議 長 質疑なしと認めます。これから採決を行います。おはかりします。 本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p> <p>委員一同 (異議なしとの声)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。</p> <p>事務局 日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。 議案書6ページをご覧ください。 議案第3号、農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について。 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。また当該促進計画案に異存なき場合は公益財団法人北海道農業</p>
--	---

公社へ同法18条第11項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できるものとします。

また、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、令和7年4月から、農用地利用集積等促進計画により、中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社を經由した売買、賃借となります。

内容の説明をしますので、議案書7ページをご覧ください。
賃借権になります。

番号1、利用権の設定をした者は、旭 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は、旭 ○○○○さんです。

土地の所在は川西○○番地○ 他1筆で合計面積は24,604㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和7年5月1日から令和16年12月31日の10年間で、金額は年147,000円です。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号2、利用権の設定をした者は、旭 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は、札幌美 ○○○○です。土地の所在は川西○○○番地○ 他36筆で合計面積は317,869.02㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和7年5月1日から令和16年12月31日の10年間で、金額は年1,450,000円です。

(別冊資料5～7ページにより位置説明)

続きまして議案書8ページをご覧ください

番号3、利用権の設定をした者は、錦町 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は、旭 ○○○○さんです。土地の所在は川西○○○番地○ 面積は1,450㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和7年5月1日から令和12年12月31日の6年間で、金額は年57,000円です。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして番号4、利用権の設定をした者は、遠軽町 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は、札幌美 ○○○○です。土地の所在は旭○○番地のうち、で面積は17,500㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和7年5月1日から令和12年12月31日の6年間で、金額は年43,000円です。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして議案書9ページをご覧ください。保有合理化事業になります。

利用権の設定をした者は、札幌市 ○○○○、利用権の設定を受けた者は、旭 ○○○○さんです。土地の所在は旭○○番地○の 他24筆で面積は278,689.09㎡であり利用目的は普通畑です。

	<p>期間は令和7年5月1日から令和12年2月26日の5年間で、金額は年191,450円です。 (別冊資料8～9ページにより位置説明) 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから採決を行います。おはかりします。 本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。</p>
	<p>日程第7、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書10ページをご覧ください。議案第4号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について。農業委員会等に関する法律第37条、規則第15条に基づいて令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、農業委員会の議決を求めるものであります。</p> <p>議案書の11ページをご覧ください。これは農業委員会等に関する法律第37条に基づいて農業委員会運営の透明性を確保するため、農地等利用の最適化推進の状況や事務の実施状況等をインターネット等により公表することとされています。各ページの主なところを説明いたします。</p> <p>11ページ「農業委員会の状況」についてですが、耕地面積や農家数などは2020年農林業センサスに基づき記載しております。認定農業者数は215件となっております。基本構想水準到達者は4件で、認定新規就農者は5件となっております。</p> <p>認定農業者数の内容としては</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる経営体であること、 ② 農業改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している経営体

	<p>であることを示します。</p> <p>次に12ページ「最適化活動の実施状況」ですが、集積面積について、おおむね目標通りの結果を得ることができました。</p> <p>次に「遊休農地の発生防止・解消」ですが、本町は遊休農地が存在しないため、解消に関する取り組みはありません。</p> <p>次に13ページ「新規参入の促進」ですが、令和6年度中の新規参入者は0件となっております。</p> <p>次に14ページ「最適化活動の活動目標について」ですが、8月から10月を活動強化月間とし、10月総会終了後、農業委員と事務局を含め農地パトロールを実施しております。</p> <p>次に15ページ「目標の達成状況の評語」ですが、農林水産省から通知されている評価基準により評価を行いました。</p> <p>次に16ページ「事務の実施状況」ですが、各月1回の総会を実施しております。また、農地法第3条に基づく許可は年間4件。農地法第4条、第5条の農地転用に関する事務処理については年間7件処理しております。</p> <p>次に「違反転用への対応」ですが、違反転用は発生しておりませんでしたので指導実績等はありません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。</p>
議 長	<p>総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。これで令和7年第4回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会 14時10分</p>

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員